

萬城の滝キャンプ場 指定管理者募集要項

伊豆市では、萬城の滝キャンプ場の設置目的や役割を踏まえ、市民サービスの向上を目指した利用の促進と効果的で効率的な運営を図るため、萬城の滝キャンプ場に係る管理運営について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び伊豆市萬城の滝キャンプ場条例第 10 条の規定により、以下のとおり指定管理者の募集を行います。

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称 萬城の滝キャンプ場
- (2) 施設の所在地 伊豆市地蔵堂 776 の 1 番地
- (3) 開設 昭和 54 年 3 月
- (4) 施設の概要 別紙仕様書のとおり

2 申込（応募）資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 地方自治法第 92 条の 2 及び第 142 条並びに第 166 条の規定に該当しないこと。
- ③ 伊豆市から指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 本施設の管理運営を的確に遂行しうる財源を有すること。
- ⑤ 市民税、法人税等を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- ⑦ 伊豆市内に事務所または営業所を置いていること（地域活性化のため）

3 申込（募集）に関する事項

(1) スケジュール

① 募集要項の配布

募集要項を平成 25 年 8 月 26 日（月）から 9 月 27 日（金）に配布します。

（土日祝祭日を除く）

配布場所：伊豆市役所産業振興課にて配布するほか、伊豆市HPに掲載します。

配布時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

② 募集説明会の開催

募集要項に関する説明会を以下のとおり開催します。萬城の滝キャンプ場指定管理者募集に係る現地説明会参加申込書（様式 24）に必要事項を記入の上、9 月 4 日（水）午後 5 時 15 分までに Fax 又は E-mail でお申込ください。

開催場所：伊豆市役所別館 2 階会議室

開催日時：平成 25 年 9 月 5 日（木）午後 1 時 30 分～

参加人数：各団体 2 名以内とします。

申 込 先：伊豆市観光経済部産業振興課

そ の 他：終了後、施設を見ていただきます。

③ 募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

受付期間：平成 25 年 8 月 26 日（月）～ 9 月 13 日（金）午後 5 時 15 分まで

受付方法：質問書（様式 25）に記入の上、E-mail に添付して送付してください。Fax での提出も受け付けます。

④ 募集要項に関する質問の回答

質問に対する回答は、9 月 20 日（金）までに、伊豆市HPに掲載します。

⑤ 申請書類の受付

受付期間：平成 25 年 8 月 26 日（月）～平成 25 年 9 月 27 日（金）

（土日祝祭日を除く）

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

受付方法：伊豆市産業振興課に、持参又は郵送のいずれかで提出してください。

（郵送の場合は 9 月 27 日（金）必着）

⑥ 伊豆市指定管理者審査会による審査

伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 5 条の 2 の規定により、伊豆市指定管理者審査会の意見聴取が必要となるため、申請に基づき審査会が開催され、ヒアリング審査が実施されます。この審査会では申請者にプレゼンテーションを行っていただきます。

開催日は決定次第、全応募者へ郵送にて通知します。

⑥ 審査結果の通知

審査結果は、全応募者へ郵送にて通知します。

⑦ 指定管理者としての仮協定の締結

優先候補者との協議を踏まえ仮協定を締結します。

⑧ 指定管理者の指定

議会の議決後に、指定管理者として指定します。

⑨ 指定管理者との協定締結

指定管理者と協定を締結します。

4 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 萬城の滝キャンプ場指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

(2) 事業計画書（様式 1～様式 23）

(3) 定款、寄付行為若しくは規約又はこれらに類する書類

(4) 法人にあつては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し

(5) 法人の組織、沿革、その他事業の概要を記した書類

(6) 納税証明（直近 3 年分）

- (7) この申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る経営状況を示す書類
(決算書または預金残高証明書)
- (8) その他市長が必要と認める書類

5 申請時の留意事項

- (1) 応募に際して必要となる費用はすべて応募者の負担となります。
- (2) 提出された書類の記載内容等に不明確な箇所がある場合等は、必要に応じて追加資料の提出を依頼します。
- (3) 提出された事業計画書等の著作権は申請者に帰属しますが、市は指定管理者の公表等必要な場合、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとします。なお、申請書類は返却いたしません。
- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により開示するため、提出された書類で、非公開としたい部分は、申請書の中で明示してください。(ただし、非公開にする理由が適当でない場合は公開します。)
- (5) 申請者若しくは申請者の代理人、その他の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は伊豆市指定管理者審査会委員に個別に接触した場合は、その者を審査の対象から除外します。

6 選定基準

- (1) 利用対象者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 管理運営にあたり、地域との協調関係を維持するものであること。

7 管理の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

8 管理業務の範囲及び内容

別紙、萬城の滝キャンプ場指定管理者募集仕様書のとおり

9 指定期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

10 選定方法

- (1) 指定管理者の候補者の選定は伊豆市指定管理者審査会の答申に基づき市長が行います。
- (2) 指定管理者の候補者の選定にあたっては、選定基準により総合的に判断します。
- (3) 指定管理者の指定は、市議会における議決を経た後に行い、その旨を公示します。

(4) 選定結果については、応募者全員に通知します。

11 提出先

〒410-2413 伊豆市小立野 24-1

伊豆市観光経済部産業振興課

TEL 0558-72-9910 Fax 0558-72-9909

E-mail : sangyo@city.izu.shizuoka.jp

12 提出方法

持参又は郵送（当日必着）

13 提出部数

3部（原本1部、副本2部）

14 問合せ先

提出先と同じ

15 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者の選定に当っては、伊豆市指定管理者審査会により審査を行います。
提案内容（審査書類）を別表の審査項目ごとに点数化し、200点満点中100点以上の採点をした委員が5名以上の場合は指定管理者として選定し、50点以下の採点をした委員が5名以上の場合は不適格とし、上記以外の場合は委員協議とします。

(2) 審査項目及び配点

別表1のとおりです。

(3) 審査の評価・得点化方法

別表2のとおりです。

別表1 審査項目及び配点

審査項目		配点
1. 伊豆市キャンプ施設管理に関する基本的考え方		20
	ア 施設の管理運営の基本的考え方	5
	イ 地域振興に関する考え方	5
	ウ 運營業務に関する基本方針	5
	エ 維持管理業務に関する基本方針	5
2 応募者の構成・管理実績		10
	ア 応募者の構成	5
	イ 応募者の管理実績	5
3 事業実施体制について		40
	ア 事業実施体制・緊急時の対応	20
	イ 業務水準の維持・向上方策・リスク回避方策	20
4. 維持管理計画について		50
	ア 建物等の保守管理・補修計画	20
	イ 清掃計画	20
	ウ 保安・警備計画	10
5. 運営管理計画について		20
	ア 広報・利用促進計画	10
	イ 自主事業計画	10
6. 事業収支計画の妥当性について		60
	ア 収入計画	30
	イ 支出計画	30
合計		200

別表2 審査の評価・得点化方法

評価	評価方法	各項目の得点
A	独自性のある極めて優れた方針・計画である。	配点×1
B	特に優れた効果が認められる方針・計画である。	配点×0.8
C	一定の効果が認められる。現在の運営水準に加え、新たな提案が盛りこまれた方針・計画である。	配点×0.6
D	ある程度効果が認められる。現在の運営水準程度の効果が認められる	配点×0.3
E	効果が認められない。提案内容に不備がある。	配点×0